

日本農林規格等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案
についての意見・情報の募集について

平成31年3月7日
農林水産省食料産業局

この度、「日本農林規格等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」について、広く国民の皆様から意見・情報を募集いたします。

今後、本案については、提出いただいた意見・情報を考慮した上、決定することとしております。

なお、提出いただいた意見に対して、個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。

記

1 意見公募の趣旨・目的・背景

本案について、広く国民等から意見・情報を募集し、提出いただいた意見・情報を考慮しつつ、本案を決定することを目的として行うものです。

2 意見公募の対象となる案及び関連資料の入手方法

(1) 電子政府の総合窓口 (e-Gov) (<http://www.e-gov.go.jp/>) の「パブリックコメント」欄に掲載 (農林水産省ホームページにあるリンクからアクセスが可能)

(2) 農林水産省食料産業局食品製造課において配布

3 意見・情報の提出方法

(1) 電子政府の総合窓口 (e-Gov) の意見提出フォームを使用する場合

「パブリックコメント：意見募集中案件詳細画面」の意見提出フォームへのボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見提出フォーム」より提出を行ってください。

(2) 郵送の場合

以下担当まで送付してください。

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省食料産業局食品製造課基準認証室

(3) FAXの場合

以下担当まで送付してください。

FAX番号：03-6744-0569

農林水産省食料産業局食品製造課基準認証室

4 意見・情報の提出上の注意

提出の意見・情報は、日本語に限ります。

電話での意見・情報はお受けしませんので御了承願います。

提出に当たっては、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記して下さい。御記入いただいた個人情報は、提出意見・情報の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

また、これらの情報は意見・情報の内容に応じ、農林水産省内の関係部署、関係府省等に転送することがあります。

なお、氏名（法人又は団体の場合は名称）については、意見の内容とともに公表させていただく可能性がありますので、御承知置きください。公表の際に匿名を希望される場合は、意見提出時にその旨をお書き添えください。

5 意見・情報受付期間

平成31年3月7日～平成31年4月5日

（郵送の場合も締切日必着とします。）

6 公示資料

日本農林規格等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案の概要